

■ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(基準省令)の改正

基準省令を改正し、

- 改正法の施行日以降、第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者が所有する犬又は猫について、マイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けること(第2条第7号に追加)
- 改正法の施行時点で犬又は猫(繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。)を所有する犬猫等販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めること(附則に規定)
- 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者が犬又は猫を譲り渡す場合、当該犬又は猫に係る繁殖管理台帳の写しとともに譲り渡すこと(第2条第6号に追加)

とすることが適切である。

